

更新申請に関する Q&A

Q1:既に指定を受けているが、初回更新までの有効期間はいつまでなのか？

指定日ごとの初回更新までの有効期間は下記のとおりです。

入間市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成 10 年 4 月 1 日 ～ 平成 11 年 3 月 31 日	2020 (令和 2) 年 9 月 29 日までの 1 年間
平成 11 年 4 月 1 日 ～ 平成 15 年 3 月 31 日	2021 (令和 3) 年 9 月 29 日までの 2 年間
平成 15 年 4 月 1 日 ～ 平成 19 年 3 月 31 日	2022 (令和 4) 年 9 月 29 日までの 3 年間
平成 19 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	2023 (令和 5) 年 9 月 29 日までの 4 年間
平成 25 年 4 月 1 日 ～ 令和 元年 9 月 30 日	2024 (令和 6) 年 9 月 29 日までの 5 年間

初回更新が完了後、次の更新までの有効期間は上記の有効期間満了の日の翌日から 5 年です。

例) 初回更新までの指定の有効期間 2020(令和 2)年 9 月 29 日

↓

次回更新までの指定の有効期限 2025(令和 7)年 9 月 29 日

なお、該当する指定工事事業者へ更新手続きに関して通知します。その年の 9 月 29 日に有効期間を迎える指定工事事業者以外は手続きができませんのでご了承ください。

Q2:更新の手続きを 5 月に終えたが、有効期間は手続き完了後から 5 年なのか？

更新手続きを初回更新までの指定の有効期間より前に終えても、次回更新までの指定の有効期間は、初回更新までの指定の有効期間満了の日の翌日から 5 年です。

Q3:更新制の導入後に新規に指定を受けた事業者の有効期間は指定日から5年なのか？

更新制の導入後(令和元年 10 月 1 日以降)に指定を受けた事業者の有効期間は指定日から 5 年です。例) 新規指定日 2019(令和元)年 10 月 15 日⇒有効期限 2024(令和 6)年 10 月 14 日

なお、更新の有効期間が満了となる指定工事事業者には、その年の 4 月 1 日に更新手続きに関して通知します。

Q4:更新の手続きをせず有効期間を経過した場合はどのような扱いになるのか？

有効期間内に手続きを完了できなかった場合は、指定が失効され、再度、指定給水装置工事事業者として給水装置工事を施工する場合は、改めて新規の指定を申請しなければなりません。新規の指定の申請については、入間市ホームページ内『入間市指定給水装置工事事業者の申請事務に係るご案内』を参照ください。

Q5:指定が失効したため再度指定を受けたが、その場合の有効期間はいつまでなのか？

指定の失効後に再度指定を受けた場合は新規の扱いになるため、有効期間は指定日から5年です(Q3と同様)。

Q6:更新申請受付期間に手続きを失念した場合は指定の失効となるのか？

更新申請受付期間に手続きを失念しても、指定の有効期間の満了日を経過するまでは失効とはなりません。

Q7:指定を失効した場合には通知してもらえるのか？

水道事業者から通知することはありませんので、更新する場合は遅滞なく申請ください。

Q8:入間市が確認する項目も広報等により公示されるのか？

公示することがあります。公表を希望しない場合は提出書類内の各項目にて『不可』をチェックください。

Q9:FAXや郵送等による更新の申請は可能か？

受付は窓口のみとなっており、FAXや郵送等の受付は行っていません。また、新指定工事事業者証の受け取りの際も必ず来庁くださいますようお願いいたします。

Q10:他水道事業者で更新を受けていれば入間市においても更新が認められるのか？

更新は新規指定の場合と同様に、工事を施工する給水区域の水道事業者に申請する必要があるため、他水道事業者において更新がなされていても入間市に対して所定の更新手続きを経る必要があります。